

## 美作大学・美作大学短期大学部・美作大学大学院 内部質保証の方針

学校法人美作学園が設置する大学院、大学短大（以下、「本学」という）では、内部質保証の方針を次の通り定める。

### 1. 基本方針

- (1) 本学は、建学の理念・目的に基づく教育目標の実現に向けて、教育研究をはじめとする諸活動の状況について、自ら定期的に点検・評価を行い、質の向上を図るとともに、本学が授与する学位の質が適切な水準にあることを自らの責任において明示し、その結果を踏まえてさらなる改善・改革を恒常的・持続的に推進する。

また、本学は地域によって生み出され、地域によって育てられたことを自覚し、地域の発展に有為な人材を養成することにより「地方を支える拠点大学」たる役割を果たしていく。そのために、自らの責任において教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、教育の質の保証及び向上を目指す。

### 2. 体制・役割

- (1) 全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織としては「学長室会議」がこれに当たる。「学長室会議」の構成員は学長、学長補佐(教務担当)、学長補佐(学生・就職・国際連携担当)、学長補佐(学内調整総括担当)、学長補佐(広報担当)、学長補佐(附属幼稚園連携担当)、その他学長が必要と認めたものとし、議長は学長とする。「学長会議」にて点検された項目を「学科長意見交換会」にて議論し、その内容を各学科に下ろし、各学科は教育活動の自己点検や改善を行い、その報告を学科長から「学科長意見交換会」を経て「学長室会議」にあげていく。このように組織内の理解を促進し、学内の恒常的なサイクルとして定着させる。
- (2) 全学における自己点検・評価活動を統轄する組織として、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」を置く。「自己点検・評価委員会」は全学の自己点検・評価を進めるに当たって基準ごとの責任者・担当者を定め、全学的に取り組みを行う。
- (3) 組織的なFD・SD活動や研修会等を通じて、教職員自らが内部質保証を推進する担い手となり、教育研究活動等の質の向上に努める。
- (4) 教員は自己の教育研究活動を自ら点検・評価することで、その活動の改善及び向上を図り、教育研究の質を保証する。
- (5) 各構成員、各部署及び「学長室会議」が連携・協力し、本学の内部質保証システムを有効に機能させる。

(6) 中長期計画及び年度計画に基づく計画的な改善活動の実施

内部質保証の充実に向け、三つのポリシー及びアセスメント・ポリシーと学習内容の整合性を定期的に確認し、計画的な改善活動を実施する。自己点検・自己評価も定期的に行い、そこからまとめ出された報告書を本学 HP 等に公表すると共に、別掲「美作大学・美作大学短期大学部・美作大学大学院 内部質保証システム図」にあるように PDCA サイクルを効果的に機能させるよう組織体制を強化する。